

議第 2 号議案

独立行政法人国立女性教育会館の現在地での存続を求める意見書

本県比企郡嵐山町に所在する独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）は、我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする機関である。昭和 52 年、国が国立婦人教育会館として設置した国立女性教育会館は、その後、平成 13 年に独立行政法人に移行しているが、今日にいたるまで、嵐山町の地に長い歴史を有する施設である。また、平成 29 年には、インフラ長寿命化計画が策定され、これまで 6 年間で総額約 15 億円を投じられ、計画的に維持・管理が行われている。

こうした中、我が国における男女共同参画社会の形成促進を目的として、内閣府の「男女共同参画会議」の下に「独立行政法人国立女性教育会館（N W E C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」が令和 4 年 12 月に設置され、令和 5 年 4 月に報告書が取りまとめられた。

このワーキング・グループの報告書においては、国立教育女性会館について、男女共同参画基本計画に定める施策全般を推進する「ナショナルセンター」としてその役割を拡充するとともに、全国 355 の男女共同参画センターの「センターオブセンターズ」として位置付けること、また、人材育成機能強化・職員の専門性向上や関係機関等とのネットワーク構築・強化、男女共同参画に関する政策の E B P M 機能の強化など、様々な機能の強化について示されている。

その一方、「現在の研修棟や宿泊棟といった施設の在り方についても、今後検討していくことが必要である。」とされているが、移転の必要性については示されていない。

しかしながら、昨年 11 月、関係府省から嵐山町に対して、「現行施設を譲渡又は撤去し、主たる事務所を移転することとしたい」旨の意

向が示された。ワーキング・グループの報告書において移転について示されず、また、地元への丁寧な説明が行われない中、このような意向は断じて容認できない。

よって、国においては、国立女性教育会館について、現在地において存続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月

埼玉県羽生市議会議長 松本敏夫

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
文部科学大臣 殿
男女共同参画担当大臣 殿

令和6年6月21日提出

埼玉県羽生市議会議員 斎藤万紀子
" 小林 誠 弥
" 昆 佳 子
" 川田 真也
" 小野田 和男
" 野中 一城
" 田口 さとる
" 西山 丈由
" 増田 敏雄
" 柳沢 暁
" 中島 直樹
" 島村 勉
" 丑久保 恒行